

ORCAMO クラウド
VPN サービス利用規約

平成30年8月
日本医師会ORCA管理機構株式会社

目次

第1章 総則	1
第1条 (利用規約の適用)	1
第2条 (用語の定義)	1
第3条 (利用規約の変更)	1
第4条 (準拠法及び管轄裁判所)	1
第5条 (取扱準則)	2
第6条 (協議)	2
第2章 契約の締結等	2
第7条 (契約の申込)	2
第8条 (契約申込の承諾)	2
第9条 (契約の成立)	2
第10条 (契約の単位)	2
第11条 (利用期間)	2
第12条 (最低利用期間)	2
第13条 (提供の中止)	3
第14条 (提供の停止)	3
第15条 (契約者が行う契約の解除)	3
第16条 (当社が行う契約の解除)	3
第17条 (サービスの廃止)	4
第18条 (契約の変更)	4
第19条 (契約変更の承諾)	4
第20条 (契約者の地位の承継)	4
第21条 (契約上の権利の譲渡)	4
第3章 サービスの品目等	4
第22条 (取扱地域)	4
第23条 (サービスの品目)	4
第4章 設備及び通信等	5
第24条 (提供機器及び設備の条件)	5
第25条 (契約者設備の検査等)	5
第26条 (非常事態が発生した場合等の利用の制限)	5
第27条 (通信の接続先の設定)	5
第5章 料金	5
第28条 (料金体系)	5
第29条 (料金等の計算方法)	5
第30条 (料金等の請求及び支払)	5
第31条 (料金及び工事費等の支払義務)	5
第32条 (遅延損害金)	6
第33条 (金額の端数処理)	6
第34条 (消費税の取り扱い)	6
第6章 設備、ソフトウェアの維持・管理及び契約者の義務等	6
第35条 (契約者設備の維持)	6
第36条 (契約者の義務)	6

第7章 機密情報等の取り扱い	7
第37条 (機密保持)	7
第38条 (契約者情報の取り扱い)	7
第8章 損害賠償等	7
第39条 (損害賠償)	7
第40条 (免責事項)	7
別紙1 VPN(ルータ型)サービス	9
別紙2 VPN(ソフトウェア型)サービス	14

ORCAMO クラウド VPN サービス利用規約

第1章 総則

第1条(利用規約の適用)

日本医師会ORCA管理機構株式会社(以下、「当社」といいます。)は、ORCAMO クラウドサービスを利用するにあたり、この ORCAMO クラウド VPN サービス利用規約(以下単に「利用規約」といいます。)を定め、これによりセキュアなプライベートネットワークサービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。本サービスは下記より選択できます。

1. VPN(ルータ型)サービス

当社はジャパンネット株式会社(以下、「JN」といいます。)より、三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社(以下、「MIND」といいます。)のセキュアネットワークサービスの提供を受け、本サービス利用のために契約者の契約者設備に導入されるVPNルータから、インターネットによりMINDが設置する標準VPNセンタ又は当社VPNセンタを経由して、当社が指定する接続先(サーバ又はデータセンター)と接続するVPNサービス(以下、「VPN(ルータ型)サービス」といいます。)を提供します。

2. VPN(ソフトウェア型)サービス

当社は株式会社インターネットイニシアティブ(以下、「IIJ」といいます。)より、IIJインターネットサービスの提供を受け、IIJのネットワークセンタに設置されているネットワーク接続装置等を用いて、当社が指定するホストへのアクセス制御機能をIIJが定める仕様に基づきクラウド環境で利用することができるVPNサービス(以下、「VPN(ソフトウェア型)サービス」といいます。)を提供します。

第2条(用語の定義)

利用規約の用語の定義は次のとおりとします。

用語	用語の定義
1.契約者・利用者	契約者とは当社と本サービス契約を締結している者。利用者とは契約者の契約内容に基づいてし、本サービスの提供を受ける者。
2.当社等	日本医師会ORCA管理機構株式会社、JN・MINDグループ及びIIJグループ
3.電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備。
4.電気通信サービス	電気通信設備を使用して契約者の通信を媒介すること、その他電気通信設備を契約者の通信の用に供すること。
5.ネットワーク接続装置	ネットワークを相互接続する装置
6.ルータ	データの蓄積・交換・中継を行うネットワーク接続装置
7.VPNルータ	VPN(ルータ型)サービスにおいて、ルータ型クライアントを利用する際に提供する。MINDのデータセンタと契約者の拠点間をセキュアネットワークサービスで接続するために契約者側拠点に設置する装置。VPNルータは、CE-S1の1種類がある。
8.標準VPNセンタ	MINDが本サービスを提供するために設置したデータ交換設備。「審査支払基金センター／国保センター」、「セキュリティサイトアクセス」、「リモートメンテナンスセンタ」を利用することができる。
9.当社VPNセンタ	当社が個別サービスを提供するために、MINDが設置するデータ交換設備。
10.IPv4アドレス	インターネットプロトコルバージョン(4IPv4)として定められている32bitのアドレス
11.クライアント証明書	セキュアネットワークサービスに接続するための電子証明書。VPN(ルータ型)サービスは、電子証明書を格納したVPNルータを提供。
12.当社等の設備	当社がMINDより提供を受け、契約者に利用させる標準VPNセンタ、当社VPNセンタ、MIND側インターネット回線等の電気通信設備。
13.当社が提供する設備	当社、MINDまたはIIJが提供するルータ等の機器を利用者が利用する設備
14.契約者設備	契約者・利用者が本サービスを利用するために用意する設備。

第3条(利用規約の変更)

当社は、利用規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。

第4条(準拠法及び管轄裁判所)

利用規約は日本国の法律に準拠するものとし、利用規約に関する一切の争訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とします。

第5条(取扱準則)

当社は、利用規約に従って、本サービスのための契約(以下、「契約」といいます)を契約者との間で締結します。

2. 契約者は当社に対し、本サービス提供の対価を支払います。

第6条(協議)

利用規約に記載されていない事項で本サービスを提供する上で必要な細目事項については、契約者と当社で協議の上定めることとします。

第2章 契約の締結等

第7条(契約の申込)

本サービス契約の申込は、ORCAMOクラウド サービス利用規約で定める、当該サービス利用申込書兼同意書に所定の事項を記載して、当社に提出していただきます。

第8条(契約申込の承諾)

契約申込があったとき、当社は、次の場合を除き本サービスの提供を承諾します。

- (1) 契約申込者が本サービスの料金等の支払を怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (2) 当社の業務遂行上または技術上、著しい困難があるとき。
- (3) 契約申込者が第14条(提供の停止)第1項及び第16条(当社が行う契約の解除)第3項の各号に該当するとき。
- (4) 本サービスの契約申込書にことさら虚偽の事実を記載したとき。
- (5) 違法、不当、公序良俗違反、当社若しくは当社のサービスの信用を毀損する、又は、当社サービスを直接若しくは間接に利用する者に重大な支障をきたす等の態様で本サービスを利用するおそれがあるとき。

2. その他前各号に準ずる場合で、当社が契約締結を適当でないと判断したとき。

第9条(契約の成立)

本契約は、契約者による申込に対して、前条の各号に該当しない場合に、当社が契約者に本サービスの利用開始可能日を通知したときに成立するものとします。利用規約内容に基づいて、利用者は本サービスの提供を受けることが出来るものとします。

2. 前項において特に必要有るときは別途覚書を作成します。

第10条(契約の単位)

別紙1(VPN(ルータ型)サービス)または別紙2(VPN(ソフトウェア型)サービス)に定めます。

第11条(利用期間)

本サービスの利用期間は、別段の定めがある場合を除き契約者に本サービスの提供を最初に開始した日から1年間とします。利用開始日が月の途中であった場合は、利用開始日を含む月および翌月の1日からの1年間とを合わせた期間とします。本サービスの利用期間は、別段の定めがない限り、当社が定める方法により期間満了30日前までに契約者又は当社から別段の意思表示がないときは、利用契約は期間満了日の翌日からさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とします。

第12条(最低利用期間)

本サービス契約には最低利用期間があります。最低利用期間は、利用開始可能日の翌月1日から起算(以下、「課金開始日」といいます。)とします。最低利用期間は、VPN(ルータ型)サービスまたはVPN(ソフトウェア型)サービスで異なります。別紙1(VPN(ルータ型)サービス)及び別紙2(VPN(ソフトウェア型)サービス)に定めます。

2. 利用開始可能日とは、契約者が利用を申込み、当社が承諾後、サービス提供可能となった日で、当社が指定する日

とします。契約者は、申込日から3ヶ月以内で希望利用開始可能日を申込書に指定することができます。当社にて希望日に対して近い利用開始可能日を設定します。ただし、当社が起因とした不良品、未納品、その他障害で利用できない場合には利用開始日は延期します。

3. 最低利用期間内に解約があった場合には、最低利用期間満了迄(当社の定める期日迄)に当社が契約者に請求する金額の総計(以下、「違約金」といいます。)を契約者は当社に支払うものとします。

4. 本サービスの契約内容が変更された場合における最低利用期間の起算日は、変更後のサービスが提供可能になった日で、当社が指定した日とします。

第13条(提供の中止)

当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービスを中止することがあります。

- (1) 当社等の設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
- (2) 当社等が設置する設備の障害等やむを得ない事由があるとき。
- (3) 第26条(非常事態が発生した場合等の利用の制限)の規定によるとき。

2. 当社は前項の規定により本サービスを中止するときは、予めその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

第14条(提供の停止)

当社は、本サービスの契約者が次のいずれかに該当する場合は、理由、停止日、停止期間を通知し、契約者に対する本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 支払期日を経過しても料金、遅延損害金、割増金を支払わないとき。
 - (2) 第36条(契約者の義務)第1項の規定に違反して当社の承諾を得ずに、当社等が設置する設備に、利用者の設備または当社等以外の者が提供する設備を接続したとき。
 - (3) 契約者の本サービスの利用に関し、他の契約者または第三者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めるとき、またはその他の理由で本サービスの運営上不相当と当社が判断したとき。ただし、当社が緊急かつ必要と認められた場合は提供の停止を経ることなく契約を解除することがあります。
 - (4) 本サービスを利用して、契約者が行った行為が法令に違反し、契約者が逮捕、起訴、有罪判決等の処分を受けたとき。ただし、この場合は提供の停止を経ることなく契約を解除することがあります。
 - (5) 前各号の他、利用規約の規定に違反する行為で、当社または第三者の業務遂行または当社または第三者の提供する設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為をしたとき。
2. 停止期間経過後も前項に該当している場合は、引続き停止させていただきます。

3. 前2項の停止期間中は、別紙1(VPN(ルータ型)サービス)または別紙2(VPN(ソフトウェア型)サービス)の「料金」の項に記載の利用料金をお支払いいただきます。

第15条(契約者が行う契約の解除)

契約者は、本サービス契約を解除しようとするときは、ORCAMO クラウド サービス利用規約で定める、当該サービス利用解約申込書により解除しようとする月の前月末日(当該日が土曜日、日曜日、祝休日の場合には、直前の当社営業日)までにその旨を当社に通知いただきます。本サービス契約の解除日は、契約者が解除しようとする月の当社最終営業日とします。ただし、契約者が、最低利用期間内に契約を解除する場合は、第12条(最低利用期間)第3項の規定による違約金をお支払いいただきます。

第16条(当社が行う契約の解除)

第14条(提供の停止)第2項の規定による提供停止期間を経過し、なお契約者が第14条(提供の停止)第1項の各号のいずれかに該当する場合、当社は本サービス契約を解除することがあります。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、契約者が第14条(提供の停止)第1項各号のいずれかに該当し、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと判断したときは、本サービスの提供を停止することなく本契約を解除することがあります。

3. 当社は、契約者に次の各号の事由が一つでも生じた時には、契約者に対し何らの催告その他手続を要せず本契約の全部または一部を解除する事が出来るものとします。

- (1) 利用規約に違反したとき。
 - (2) 監督官庁から営業取消・停止などの処分を受けたとき。
 - (3) 手形交換所の不渡処分を受けた時、または支払停止状態に至ったとき。
 - (4) 第三者からの差押え・仮差押え・仮処分等の強制執行の申し立てを受けたとき。
 - (5) 破産、特別清算、民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始の申し立てを受けたとき、または申し立てを自らなしたとき。
 - (6) 解散(合併の場合を除く)の株主総会決議をしたとき。
 - (7) 財産状態が悪化または悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
 - (8) 当社または本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で当該サービスを利用するおそれがあるとき。
 - (9) その他利用規約の義務の履行が期待出来ないと認められる相当の事由があるとき。
4. 前項により本契約が解除された場合、当社は契約者に対して契約者の責によって被った損害賠償の請求を出来るものとします。

第17条(サービスの廃止)

当社は、天災地変等やむを得ない実情により本サービスを提供できない場合、または契約者に対し廃止する6ヶ月前迄にその旨を通知することで本サービスを廃止することがあります。この場合、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約するものとします。

第18条(契約の変更)

契約者は、その商号若しくは名称、所在地若しくは連絡先その他利用申込内容の契約者にかかわる事項に変更があるときは、当社の定める ORCAMO クラウドの各サービス変更申込書により変更予定日の30日前までに当社に通知するものとします。

2. 当社は、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

3. 契約者が本サービスの変更(契約者にかかわる事項以外の変更)についての契約変更を申込み場合は、ORCAMO クラウドのサービス利用規約で定める、各サービスの利用変更申込書に必要な事項及びサービス変更希望月を記入し、変更希望月の前々月の末日まで当社に提出していただきます。当社は、申込み受付後に変更の利用開始月をご連絡します。

第19条(契約変更の承諾)

契約者から契約変更の申込みがあったときは、第8条(契約申込の承諾)に定める各号に該当する場合を除き、当社は本サービスの変更を承諾します。

第20条(契約者の地位の承継)

契約者において相続または合併があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、契約者の地位を承継するものとします。

2. 前項の規定により契約者の地位を承継した者は、承継の日から6ヶ月以内の当社営業日(承継の日を算入せずに6ヶ月とする。ただし当該日が土曜日、日曜日、祝休日の場合には、直前の当社営業日)迄に承継したことを証明する書類を添えてその旨を当社に通知していただきます。

第21条(契約上の権利の譲渡)

契約者は、第18条(契約の変更)、第20条(契約者の地位の承継)を除いて、本サービスの提供を受ける権利を譲渡することが出来ないものとします。

第3章 サービスの品目等

第22条(取扱地域)

本サービスの提供地域は、日本国内に限定します。

第23条(サービスの品目)

本サービスにおいて提供するサービスは別紙1(VPN(ルータ型)サービス)または別紙2(VPN(ソフトウェア型)サービス)とします。

第4章 設備及び通信等

第24条(提供機器及び設備の条件)

当社が提供する機器及び設備の条件を別紙1(VPN(ルータ型)サービス)または別紙2(VPN(ソフトウェア型)サービス)に定めます。

第25条(契約者設備の検査等)

当社は、契約者の設置する設備に異常があるなど、当社が提供する本サービスの提供に支障があり、当社が必要と判断した場合、その設備が当社等の技術基準等に適合するかどうか等の検査を行わせていただくことがあります。契約者に正当な理由がある場合を除き、契約者はこの検査を受け入れることを承諾していただきます。

2. 第1項の検査を行うときは、係員は所定の証明書を提示し、身分を明らかにします。

第26条(非常事態が発生した場合等の利用の制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、または当社等が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由により通信の全部を提供出来ないおそれが生じたときは、電気通信事業法(昭和59年法律第89号)第8条並びに総務省令で定める重要通信を確保するため、通信の一部を停止する措置をとることがあります。

第27条(通信の接続先の設定)

当社は、当社が提供する設備に対し契約者が申し込み時に指定した通信の接続先の設定を行います。

2. 契約者は、通信の接続先の追加または廃止などの変更を行おうとするときは、ORCAMO クラウドのサービス利用規約で定める、各サービスの利用変更申込書を当社に提出していただきます。

第5章 料金

第28条(料金体系)

本サービスの料金体系を、別紙1(VPN(ルータ型)サービス)または別紙2(VPN(ソフトウェア型)サービス)に定めます。

第29条(料金等の計算方法)

利用料金は、暦月の1日から末日迄の1ヶ月を1料金単位とします。

2. 利用開始日が月の途中であった場合、課金開始日は、利用開始日が属する月の翌月1日です。(日割り計算は行いません。)

3. 契約者が契約を解除する場合であって、契約の解除日が暦月の末日以外の場合、当社は契約の解除日が属する月の末日迄の料金を算定させていただきます(日割り計算は行いません)。

第30条(料金等の請求及び支払)

契約者は、本サービスの加入料金または初期費用、利用料金または月額費用、工事費用及び消費税等を、別紙1(VPN(ルータ型)サービス)または別紙2(VPN(ソフトウェア型)サービス)に定める方法で支払うものとします。

第31条(料金及び工事費等の支払義務)

契約者が当社の提供する本サービスの申込をされ、当社が提供の承諾をしたときは、第28条(料金体系)の規定による料金をお支払いいただきます。

2. 契約者は、工事の着工後完了前に契約の解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったとき迄に着工した工事の部分及び当該解除により当社が支出を余儀なくされる部分について、別に算定した費用を負担いただきます。

第32条(遅延損害金)

契約者は、料金等または料金以外の債務(遅延損害金を除きます)について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払い日の前日迄の期間について、未払い額に対する年率14.5%の割合による遅延損害金を、当社が指定する期日迄に支払うものとします。

第33条(金額の端数処理)

料金及びその他の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

第34条(消費税の取り扱い)

契約者が当社に対して料金を支払う場合、料金及び消費税相当額(消費税法[昭和63年法律第108号]及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額をいいます。)を支払うものとします。

2. 第28条(料金体系)に規定する料金は、消費税を含んでおりません。当社は、契約者に対し、算定料金に消費税相当額を加算して請求します。

3. 第32条(遅延損害金)に規定する遅延損害金については、消費税を加算しません。

4. 第39条(損害賠償)の規定により当社が契約者に支払う損害賠償金は、消費税相当額を含まない額とします。

第6章 契約者設備の維持及び契約者の義務等

第35条(契約者設備の維持)

契約者は本サービスの利用にあたり必要な設備を維持するものとし、契約者の設備に起因し本サービスの利用が出来なくなった場合、当社の責任範囲外とします。

第36条(契約者の義務)

当社が提供する設備について、契約者は次の事項を遵守するものとします。

- (1)契約者は、管理者として設備の状態に注意するとともに、正常に運用するに必要となる環境を維持、管理すること。
 - (2)天災その他の災害に際して保護する必要があるときを除き、その設備を移動し、取り外し、変更し、または分解しないこと。
 - (3)当社が承諾したときまたは天災その他の災害に際して保護する必要があるときを除き、その設備に他の通信回線を連結し、または他の機械等を取り付けないこと。
 - (4)当社が提供する機器を本サービス以外の目的に利用しないこと。
 - (5)当社が提供する設備についてリバースエンジニアリングでのプログラムの解析およびプログラムの変更を行わないこと。
2. 契約者は、当社が提供する設備について管理者としての注意を怠らなかった場合を除いて、契約者以外の行為についても当社に対して責任を負うものとします。
3. 前2項の規定に違反してその設備を滅失または毀損したときは、その補充、修理その他の工事に要する費用を契約者が負担するものとします。
4. 本サービスは、セキュアな通信経路を提供するものであり、端末や保存されるデータ類に対するセキュリティを確保するものではありません。契約者は、端末に保存するデータ類について暗号化を行うなど適切な管理をして頂く必要があります。
5. 契約者は、契約者及び加入者が準備する設備について厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の最新版に従い、セキュリティ対策ソフトの導入、パーソナルファイアウォールの利用や端末OSの定期的なアップデート等を行い、セキュリティ対策を定期的実施し維持・運用をして頂く必要があります。
6. 契約者は、当社が契約者に対し付与するID及びパスワードの管理責任を負うものとします。

- (1) 契約者は、ID 又はパスワードを第三者に利用させてはいけません。
- (2) 契約者は、ID 又はパスワードが窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

第7章 秘密情報等の取り扱い

第37条(機密保持)

契約者及び当社は、本サービスに関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を本サービスの存続期間中はもとより、本サービス終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとします。ただし、公知の事実もしくは当事者が独自に知り得た事項についてはこの限りではありません。

第38条(契約者情報の取扱い)

当社は、契約者に係る情報について、契約者の利便性の向上を図ること、当社による電気通信サービスの提供、ならびにそれらのサービスの健全な運営を目的として、適正かつ公平な手段に基づき取得しその目的達成に必要な範囲で利用します。

2. 前項の利用目的には、次に掲げる事項を含めるものとします。

- (1)契約者に対する電気通信サービスの提供業務
- (2)契約者に対する電気通信サービス又は電気通信設備、その他関連事項の提案業務及びその他営業促進活動業務
- (3)契約者の電気通信サービスの利用状況に関する分析業務
- (4)電気通信サービス又は電気通信設備その他関連事項の開発業務

第8章 損害賠償等

第39条(損害賠償)

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社等の責に帰すべき事由によって本サービスの提供が出来なかったことにより契約者に損害を与えたときは、本サービスが全く利用出来ない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該契約者の損害を賠償します。その場合において、当社は、本サービスが全く利用出来ない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24の倍数である部分に限ります)に対応する当該サービスに係る料金額(サービスの一部が全く利用出来ない状態の場合は、その部分に係る料金額)を契約者に発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。また、賠償額は別紙1(VPN(ルータ型)サービス)または別紙2(VPN(ソフトウェア型)サービス)の「料金」に定める利用料金の1ヶ月分に相当する金額の範囲内とします。

2. 当社は、天災、事変その他非常事態の発生等当社の責に帰することが出来ない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づく契約者の損害については、責任を負わないものとします。

第40条(免責事項)

当社は契約者の本サービスの利用に関して、次に定める事項については、一切の損害賠償の責を負いません。

- (1) 契約者に、第13条(提供の中止)第1項、第14条(提供の停止)第1項、第16条(当社が行う契約の解除)第3項、第26条(非常事態が発生した場合等の利用の制限)に定める事由により損害が発生した場合。
- (2) 当社等以外の電気通信事業者が提供する通信サービスに起因する事象により、全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用出来ない状態となることにより契約者に損害が発生した場合。
- (3) 契約者が個々に契約するインターネットサービスプロバイダ接続が原因で、損害が発生した場合。
- (4) 契約者設備に当社が提供する機器を接続したことに起因する損害が発生した場合。または、機器の非標準的な利用用途で、損害が発生した場合。
- (5) 当社が提供する機器の日本からの持出し、諸外国への持込みに関し、暗号輸出入規制に関わる損害が発生した場合。

2. 当社は、第39条(損害賠償)第1項に定める場合を除き、前項に定めるものの他、契約者が本サービスの利用により被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負いません。ただし当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではないものとします。

3. 前項但書きにより、当社が責任を負担する場合は、別紙1(VPN(ルータ型)サービス)または別紙2(VPN(ソフトウェア型)サービス)の「料金」に定める利用料金の1ヶ月分に相当する金額の範囲内で責任を負担するものとします。

附則

1. 利用規約は平成29年7月1日より実施します。
2. 平成30年3月19日より「日医標準レセプトソフト クラウド版 VPN サービス契約約款」を廃止し、本改訂版利用規約を施行します。
3. 平成30年8月1日よりORCAMOクラウド VPN(ルータ型)サービスのオプションサービス(オンサイト保守、共用保守機サービス)と、ORCAMOクラウド 遠隔保守用VPN(ルータ型)サービスのオプションサービス(リモートメンテナンス2階層機能)を追加します。

別紙1 VPN(ルータ型)サービス

1. サービスの品目

(1)VPN(ルータ型)サービスにおいて提供するサービスの品目は以下とします。

サービス品目	接続先 VPN センタ	VPN ルータの機能
ORCAMO クラウド VPN(ルータ型)サービス	・標準 VPN センタ ・当社 VPN センタ	・当社 VPN センタに VPN 接続することができます。 ・標準 VPN センタに VPN 接続し「審査支払機関センタ」「セキュリティサイトアクセス機能」「リモートメンテナンス機能」を利用することができます。 ・セキュリティサイトアクセス機能における許可サイトは当社指定のサイトです。 ・リモートメンテナンス機能では、VPN センタ折り返しにより、ORCAMO クラウド 遠隔保守用 VPN(ルータ型)サービス設置拠点 1 箇所と接続することができます。
ORCAMO クラウド 遠隔保守用 VPN(ルータ型)サービス	・標準 VPN センタ ※リモートメンテナンスセンタ機能のみ	・標準 VPN センタに VPN 接続し「リモートメンテナンス機能」を利用することができます。 ・リモートメンテナンス機能では、VPN センタ折り返しにより、ORCAMO クラウド VPN(ルータ型)サービス設置拠点と接続することができます。

(2)ORCAMO クラウド VPN(ルータ型)サービスのオプションとして、以下のサービスを利用することができます。

サービス品目	サービス内容	VPN ルータの機能
オンサイト保守	ルータ機器が故障と判断された場合、オンサイト作業員が機器交換を実施	・オンサイト対応納期 午前受付は当日午後に対応 午後受付は翌営業日午前に対応 ・オンサイト作業時間 月曜日～土曜日(9:00～17:00)
共用保守機サービス	ルータ機器の交換が必要な場合、共用保守機に対象ルータの設定情報をダウンロード更新し、代替機にするサービス	・対応時間 平日(8:30～20:00) 休日(8:30～18:00) ・設定後、現地での機器交換及び故障機の返却はお客様作業となります

(3)ORCAMO クラウド VPN(ルータ型)サービスの利用者は、当社 VPN センタを接続しクラウドサービスを利用することができます。また、利用者の端末と審査支払基金センター／国保センターの間を標準VPNセンタ及びインターネットを経由しセキュアに接続することができます。

(4)ORCAMO クラウド 遠隔保守用 VPN(ルータ型)サービスは標準 VPN センタのリモートメンテナンスセンタ機能のみ利用することができます。ただし、オプションサービスとして、リモートメンテナンス 2 階層機能を設定することができます。

(5)VPN(ルータ型)サービスは、セキュアな通信経路を提供するものであり、端末や保存されるデータ類に対するセキュリティを確保するものではありません。

2. 契約の単位

当社が契約者に提出するルータ毎に契約を締結します。

3. 当社が提供する機器等

サービス品目	提供する機器等
ORCAMO クラウド VPN(ルータ型)サービス	クライアント証明書(PKIに準拠) VPN ソフト(IPSec、IKE 準拠)
ORCAMO クラウド 遠隔保守用 VPN(ルータ型)サービス	※標準VPNセンタと契約者設備を接続するためのソフトウェア(ルータに格納して提供)

4. ネットワーク要件

(1)当社が提供する VPN ルータは、以下のプロトコルとポートを使用します。

- ・UDP/500 (IPSEC プロトコル)
- ・UDP/4500 (IKE プロトコル)
- ・UDP/53 (DNS プロトコル)
- ・UDP/123 (NTP プロトコル)
- ・TCP/80 (HTTP プロトコル)
- ・IP/50 (ESP プロトコル) *ブロードバンドルータを利用しない場合のみ利用します。

(2) 契約者は、ネットワーク機器、契約者設備の設定が必要です。

- ・ブロードバンドルータ
- ・契約者設備

(3) IPv4のみ対応し、IPv6は未対応です。

(4) インターネットの要件は次のとおりです。

- ・グローバル、プライベートIPアドレス どちらでも可
- ・IPアドレスは、固定又は動的、どちらでも可
- ・上述(1)のプロトコルが通信できること

5. 料金

5. 1. ORCAMO クラウド VPN(ルータ型)サービス

(1) 料金

- a) 上記「1. サービスの品目」に記載された VPN(ルータ型)サービスは加入時に発生する、加入時一次金と月額の利用料金をご契約いただいたルータ毎に発生します。尚、具体的金額については、別途「ORCAMO クラウド サービス利用規約」で定める、当該サービス利用申込書兼同意書で定めるものとします。
- b) サービスを申し込んで機材を受取った後、接続作業を実施したが契約者側の原因で接続できない場合には利用開始可能日から1ヶ月以内に当社と協議の上サービス加入を取り消すことができます。加入取り消しの場合、加入料金は取り消し手数料として返金いたしません。
- c) 上記料金には、ルータ保守費(5年保証)が含まれます。
- d) オプションサービスのオンサイト保守、共用保守機サービスにおいては、ORCAMO クラウド VPN(ルータ型)サービスの利用途中における加入、解約が可能です。

(2) 最低利用期間

「接続サービス」の最低利用期間は1年です。

(3) 工事費等

- ・サービス利用期間中及び解約時における各種変更等を別料金(料金表を参照)にて対応させていただきます。
- ・申込みに際しましては加入時に送付しましたルータに記載の「ユーザID(〇〇〇-××××)」を必ず申込書に記入ください。〇は英字、×は数字です。

項目	内容	単位
故障交換料金 (6年目以降)	保障期間後(6年目以降)のルータ故障交換時に発生します。有償交換の際は交換時点から再度5年保証となります。 オプションサービスのオンサイト保守や共用保守機サービスにおいても、故障機が保証期間を超過している場合に発生します。	ルータ毎
ルータ設定変更料金	ルータのWAN側構成、LAN側構成変更を実施します。ダウンロード更新、又は、先出しセンドバックによる機器交換で変更作業を実施します。	ルータ毎
解約時機器買取料金 (ルータ未返却の場合)	解約時にルータを返却いただけない場合に発生します。	ルータ毎
共用保守機交換料金	共用保守機サービス(オプションサービス)の提供期間は5年です。6年目以降は再度交換料金が発生します。	ルータ毎

5. 2. ORCAMO クラウド 遠隔保守用 VPN(ルータ型)サービス

(1) 料金

- a) 上記「1. サービスの品目」に記載された VPN(ルータ型)サービスは加入時に発生する、加入時一次金と月額の利用料金をご契約いただいたルータ毎に発生します。尚、具体的金額については、別途「ORCAMO クラウド

- ド サービス利用規約」で定める、当該サービス利用申込書兼同意書で定めるものとします。
- b) サービスを申し込んで機材を受取った後、接続作業を実施したが契約者側の原因で接続できない場合には利用開始可能日から 1 ヶ月以内に当社と協議の上サービス加入を取り消すことができます。加入取り消しの場合、加入料金は取り消し手数料として返金いたしません。
- c) 上記料金には、ルータ保守費(5年保証)が含まれます。
- d)、リモートメンテナンス 2 階層機能の設定については、ORCAMO クラウド 遠隔保守用 VPN(ルータ型)サービスの利用途中における加入、解約が可能です。

(2)最低利用期間

「接続サービス」の最低利用期間は1年です。

(3)工事費等

- ・サービス利用期間中及び解約時における各種変更等を別料金(料金表を参照)にて対応させていただきます。
- ・申込みに際しましては加入時に送付しましたルータに記載の「ユーザID(〇〇〇-××××)」を必ず申込書に記入ください。〇は英字、×は数字です。

項目	内容	単位
故障交換料金 (6年目以降)	保障期間後(6年目以降)のルータ故障交換時に発生します。有償交換の際は交換時点から再度5年保証となります。	ルータ毎
ルータ設定変更料金	ルータのWAN側構成、LAN側構成変更を実施します。ダウンロード更新、又は、先出しセンドバックによる機器交換で変更作業を実施します。	ルータ毎
解約時機器買取料金 (ルータ未返却の場合)	解約時にルータを返却いただけない場合に発生します。	ルータ毎

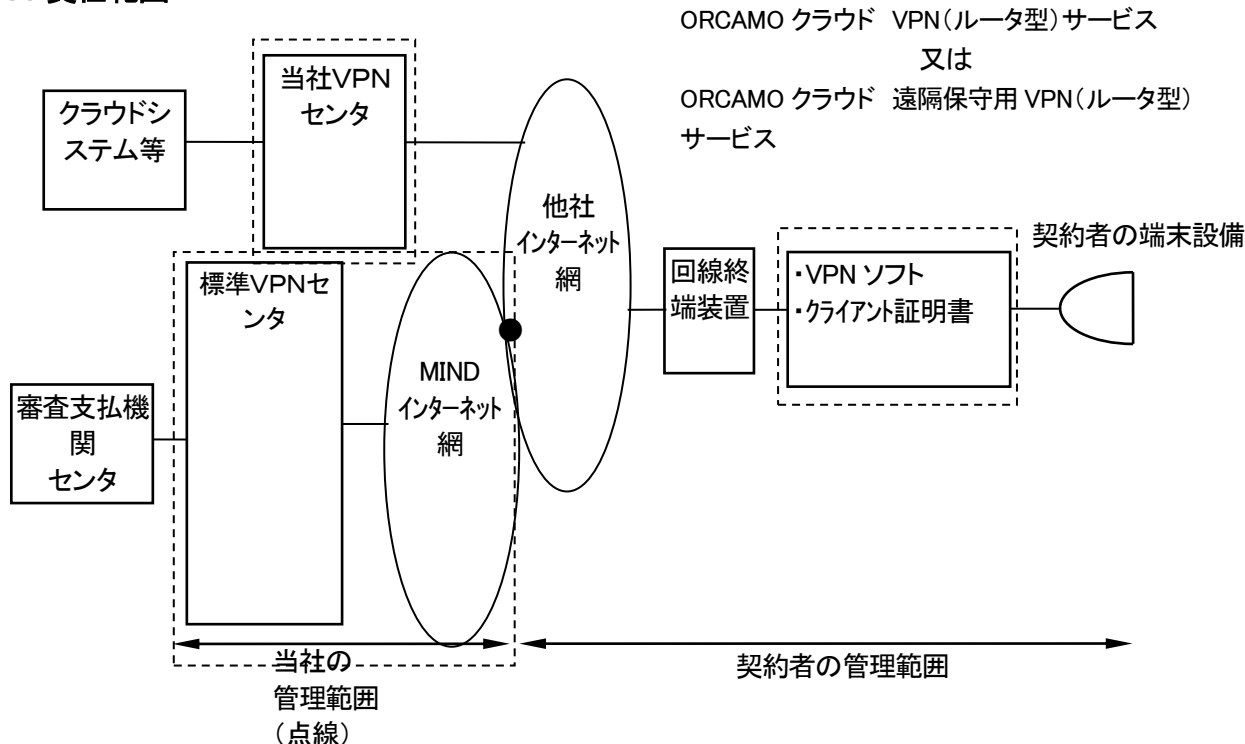
6. 支払方法

契約者は、VPN(ルータ型)サービスの加入料金、利用料金、工事費用、及びこれにかかる消費税等を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。(但し、「ORCAMO クラウド サービス利用規約」で定める、当該サービス利用料金の支払方法と同じでなければなりません。)

パターン	支払方法
① 電話料金合算サービスの利用	毎月の電話料金に合算して VPN(ルータ型)サービスの料金をお支払いいただきます。 尚、加入料金については、初回の利用料金と合算、工事費等については作業実施の翌月の利用料と合算してお支払いいただきます
① 口座振替の利用	ご指定頂いた預金口座から VPN(ルータ型)サービスの料金を自動引き落としさせていただきます。 尚、加入料金については、初回の利用料金と合算、工事費等については作業実施の翌月の利用料と合算して自動引き落としさせていただきます。

VPN(ルータ型)サービスの料金のお支払いや自動引き落としの期日はお支払い方法で異なりますので、契約時にご確認ください。

7. 責任範囲



注1) インターネット網の当社管理範囲は、加入IX迄の設備とします。

※IX: Internet Exchange point(インターネット相互接続点)

8. 接続形態

- (1)VPN ルータに接続する複数のパソコンから、支払基金への接続が可能です。
- (2)セキュリティサイトアクセス及びサポートベンダ(リモートメンテナンスセンタ経由)との通信も可能です。
- (3)当社VPN センタへの接続が可能です。

接続先

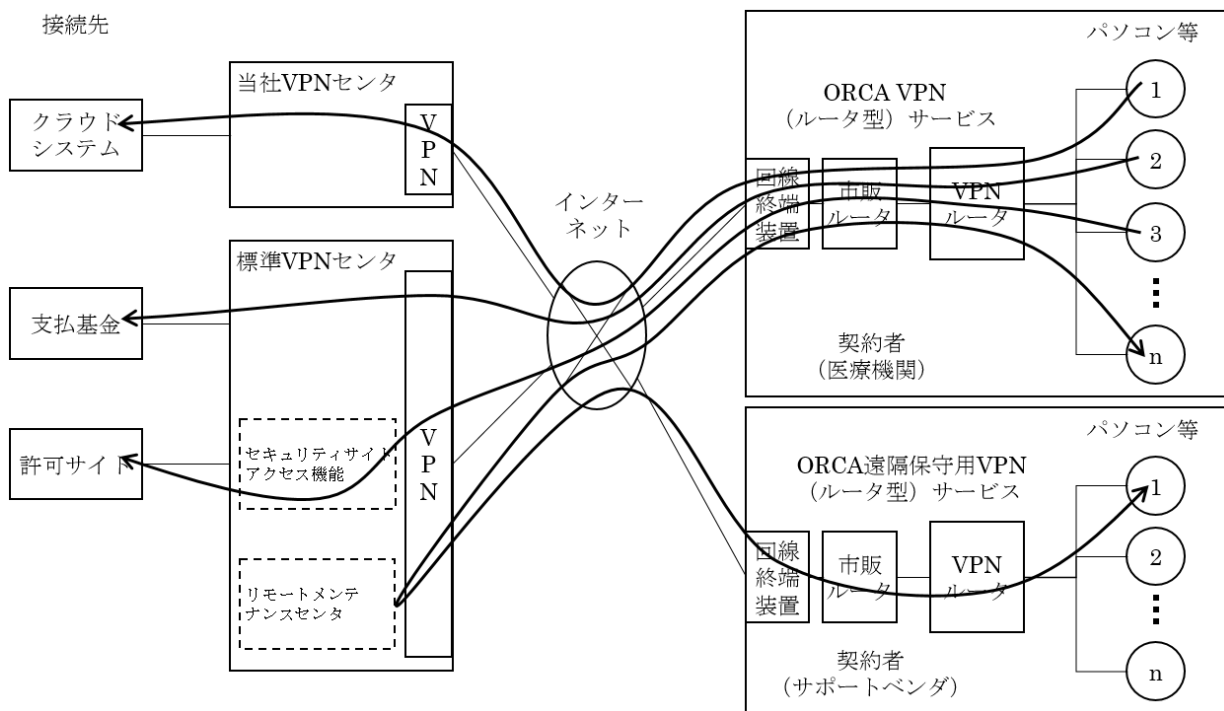


図 5-1 ルータ型 通信パターン

9. 制約事項

- (1) VPN有効時、VPNルータ経由で支払基金と接続中のパソコンは、他の接続先への同時接続を許可しません。
- (2) VPN有効時、VPNルータに接続するパソコンは、支払基金への接続を行っていない場合でも、VPNルータを経由してインターネット等へ接続を禁止します。

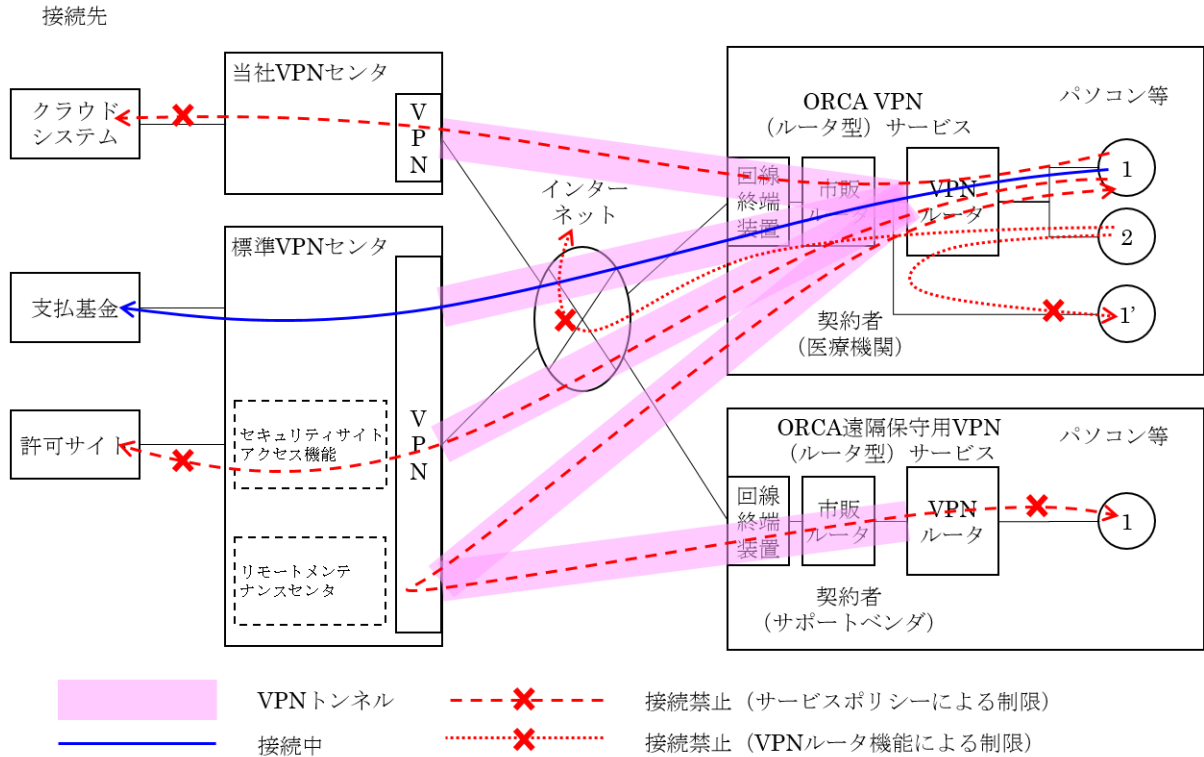


図 5-2 ルータ型 制約事項

別紙2 VPN(ソフトウェア型)サービス

1. サービスの種類と品目

当社は、VPN(ソフトウェア型)サービスを提供するにあたり、IIJの提供する「IIJ GIOリモートアクセスサービス」と「IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプA」を利用します。

1-1. IIJ GIO リモートアクセスサービス

当社が利用する、IIJ GIOリモートアクセスサービスは、利用者からのリモートアクセスVPN接続又はIIJが指定するブラウザアプリケーションからの接続を終端し、当社指定の特定ホストへの接続を可能とするサービスであり、VPN 終端機能、アクセス認証機能及びその他付加機能により構成されるIIJ GIOリモートアクセスサービスです。

1-2. IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ A

契約者は、IIJ接続アカウント管理サービス/タイプAにて利用するアカウント数を定めます。契約者は利用する端末数に応じたアカウントの数を申し込みします。

2. 契約

2-1. 契約の単位

当社が契約者に提供する、上記1-1. IIJ GIOリモートアクセスサービス毎に契約を締結します。

2-2. 契約内容の変更

契約者は、契約アカウント数の変更を請求することができます。

2-3. 最低利用期間

VPN(ソフトウェア型)サービス契約の最低利用期間は1ヵ月とし、その起算日は、課金開始日とします。VPN(ソフトウェア型)サービスがその最低利用期間の経過する日前に解除された場合、第15条(契約者が行う契約の解除)の規定を適用します。

2-4. 保証の限定

(1)VPN(ソフトウェア型)サービスは以下の事項を保証するものではありません。

- ① 常に利用可能であること
- ② その他完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性

(2)契約者は、IIJ GIOリモートアクセスサービスの利用によって次の事象が発生する可能性があること及び当社は当該事象について責任を負わないことに関し同意するものとします。

- ①VPN(ソフトウェア型)サービス設定変更により、リモートアクセスVPN接続及び特定のホストへのアクセスが切断又は中断される場合があること

2-5. 機能の制限

(1)インターネット接続に係るIIJの他のサービスの利用の形態により、VPN(ソフトウェア型)サービスに係る機能が制限されることがあります。

(2)契約者が利用しているインターネット網との通信制限によっては、VPN(ソフトウェア型)サービスの提供ができない又は制限される場合があります。

3. 技術的事項

(1). 接続に使用するソフトウェアとしてRFC1570,RFC1661,RFC1990に定められたプロトコルに準拠したPPPソフトウェアを使用して頂きます。

モデムの物理層におけるプロトコル	モデムのエラー訂正プロトコル・データ圧縮プロトコル
V.22	MNP class3,4,5
V.22bis	MNP class3,4,5,V.42,V.42bis
V.32	MNP class3,4,5,V.42,V.42bis
V.32bis	MNP class3,4,5,V.42,V.42bis
V.34	MNP class3,4,5,10,V.42,V.42bis
V.90	MNP class3,4,5,10,V.42,V.42bis
V.110	—

(2) IP アドレスの特定

- ・本VPN(ソフトウェア型)サービスにおいて使用できるIPアドレスは、IPv4アドレスとします。
- ・本VPN(ソフトウェア型)サービスにおいて使用するIPアドレスは、当社が指定します。当社が指定したIPアドレス以外は使用できません。

4. 利用条件

- (1) 契約者は本VPN(ソフトウェア型)サービスを利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。
- ・インターネットへの接続環境の用意
 - ・IIJ GIOリモートアクセスサービス/ゲートウェイの運用ポリシーの決定
 - ・IIJ GIOリモートアクセスサービス/ネットワークに接続するための通信環境として、当社が指定するものを別途契約する等
 - ・当社が指定する通信環境の用意
- (2) 前項(1)の通信環境が当社のサービスによらない場合、契約者はIIJ GIOリモートアクセスサービスの提供に必要な通信環境の設定情報を当社に開示するものとし、当該開示情報に変更が生じた場合は、速やかに通知するものとし、
- (3) 第3項及び前項に定める事項を契約者が行っていない場合には、IIJ GIOリモートアクセスサービスを提供することができないことがあり、当社は、当該提供できないことについて債務不履行責任を負いません。

5. 料金

上記「1. サービスの種類と品目」に記載された VPN(ソフトウェア型)サービスは月額の利用料金をご契約いただいた1アカウント毎に発生します。尚、1アカウントあたりの単価の具体的な金額については、別途「ORCAMO クラウド サービス利用規約」で定める、当該サービス利用申込書兼同意書で定めるものとします。この場合において、月額費用の支払義務は課金開始日より発生するものとします。

注：利用する端末数に応じたアカウントの数を申し込み頂きますが、月額の利用料金は「1アカウントあたりの単価」にアカウント数を乗じた金額(税抜)となります。

6. 支払方法

契約者は、VPN(ソフトウェア型)サービスの初期費用、月額費用及びこれにかかる消費税等を次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。(但し、「ORCAMO クラウド サービス利用規約」で定める、当該サービス利用料金の支払方法と同じでなければなりません。)

パターン	支払方法
① 電話料金合算サービスの利用	毎月の電話料金に合算してVPN(ソフトウェア型)サービスの料金をお支払いいただきます。 尚、初期費用については、初回の月額費用と合算してお支払いいただきます
② 口座振替の利用	ご指定頂いた預金口座からVPN(ソフトウェア型)サービスの料金を自動引き落としさせていただきます。 尚、初期費用については、初回の月額費用と合算してお支払いいただきます

VPN(ソフトウェア型)サービスの料金のお支払いや自動引き落としの期日はお支払い方法で異なりますので、契約時にご確認ください。